

福岡県公報

平成30年1月9日
第3956号

目次

告示(第20号)

○保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1

公告

○落札者等の公示 (情報政策課) …………… 1

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2

○河川法に違反する船舶の撤去に関する公告 (河川課) …………… 3

○指定管理者の指定 (公園街路課) …………… 5

教育委員会

○指定管理者の指定 (教育庁体育スポーツ健康課) …………… 5

○指定管理者の指定 (教育庁体育スポーツ健康課) …………… 5

告示

福岡県告示第20号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成30年1月9日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡久山町大字久原字桂木1534の1、1535から1537まで、1538の1、1532・1546

・1550の2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇桂木1532、1536、1537、1534の1・1535・1538の1・1546・1550の2(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年1月9日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る賃貸借契約の名称及び数量

平成29年度一般業務用パソコン賃貸借(職員用ノート型パソコン 1,775台)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

- 3 落札者を決定した日
平成29年12月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
富士通リース株式会社九州支店
 - (2) 代表者の住所
福岡市博多区東比恵三丁目1番2号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
79,080,624円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成29年10月31日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年1月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市筵内字前田1286番5及び1286番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
古賀市今の庄二丁目14番19号ディアス今の庄B棟201号
稲富 靖治

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年1月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市花見東五丁目1888番5及び1888番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
大和情報サービス株式会社
代表取締役 藤田 勝幸

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年1月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市筵内字上ノ原1698番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大野城市月の浦四丁目24-8
石丸 廣幸 石丸 賀代子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年1月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市椿字上草63番1、63番8から63番26まで、869番の一部、954番及び955番の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区下到津四丁目9番2号

東宝ホーム株式会社
代表取締役 渡部 通

公告

名柄川水系名柄川に放置されている次の船舶及び工作物は、河川法（昭和39年法律第167号）第24条、同法第26条第1項及び河川法施行令第16条の4第1項第2号イの規定に違反しているため、当該船舶又は工作物の所有者又は使用者等は、平成30年2月10日までに撤去してください。

この期限までに所有者又は使用者等が撤去しない場合は、本職が命じた者が撤去するので、同法第75条第3項の規定により公告します。

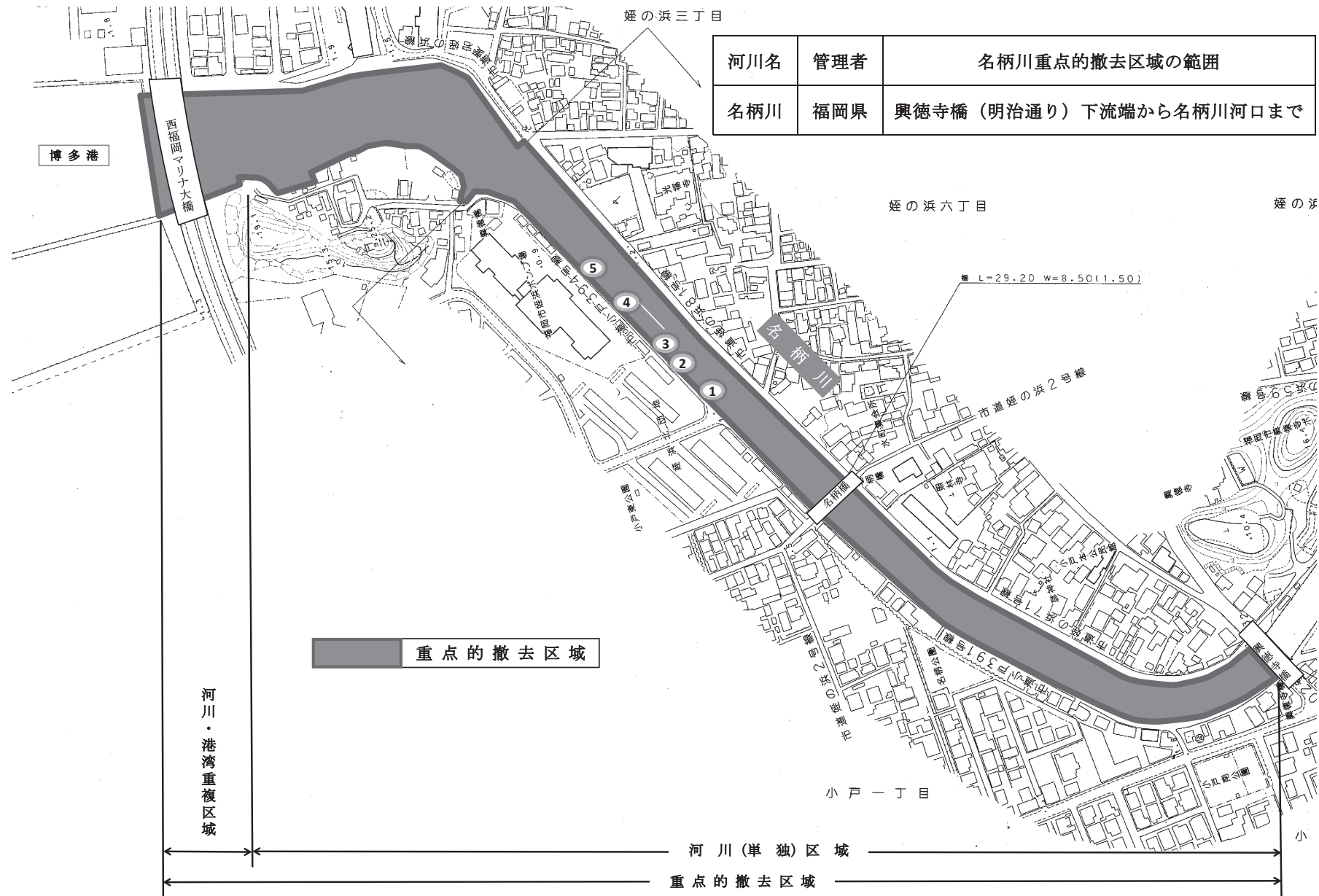
平成30年1月9日

河川管理者
福岡県知事 小 川 洋

放置物件の種類	所在地	図面表示番号 (重点的撤去区域)
船 舶	福岡市西区小戸地先の河川区域内 (興徳寺橋から河口までの両岸)	①②③④⑤
梯子等	福岡市西区小戸地先の河川区域内 (興徳寺橋から河口までの両岸)	重点的撤去区域両岸

連絡先 福岡県県土整備部河川課 電話番号 092 (643) 3667
福岡県土整備事務所 電話番号 092 (641) 6581

図-1 重点的撤去区域 【重点的撤去区域の延長は、約1.1km】



公告

福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第17条の2第1項の規定に基づき、都市公園の指定管理者を指定したので、同条例第17条の3第3項の規定により次のように公示する。

平成30年1月9日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
中央公園	北九州市小倉北区 下到津五丁目9番 22号	岡崎建工株式会社	平成30年4月1日 から平成35年3月 31日まで
筑豊緑地	飯塚市有安1025番 地3	みどりの環・筑豊（代 表団体 株式会社福岡 カホスイミングスク ール）	平成30年4月1日 から平成35年3月 31日まで
筑後広域公園（筑後 広域公園芸術文化交 流施設及びプールを 除く。）	筑後市大字長浜 2090番地7	筑後広域公園振興事業 団（代表団体 株式会 社A J ・コーポレーシ ョン）	平成30年4月1日 から平成35年3月 31日まで
筑後広域公園芸術文 化交流施設	福岡市博多区博多 駅前三丁目2番1 号	ちくごJ R芸術の郷事 業団（代表団体 J R 九州エージェンシー株 式会社）	平成30年4月1日 から平成35年3月 31日まで

教育委員会

公告

福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和63年福岡県条例第21号）第6条の規定に基づき、福岡県立スポーツ科学情報センターの指定管理者を指定したので、同条例第7条第3項の規定により次のように公示する。

平成30年1月9日

福岡県教育委員会

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立スポーツ科 学情報センター	福岡市博多区東平 尾公園二丁目1番 4号	アクション福岡マネー ジメントグループ（代 表団体 公益財団法人 福岡県スポーツ振興セ ンター）	平成30年4月1日 から平成35年3月 31日まで

公告

福岡県立久留米スポーツセンター条例（昭和49年福岡県条例第20号）第3条、久留米市と福岡県との間の久留米市中央公園内の体育施設及び照明設備に係る事務の委託に関する規約（平成29年6月23日付け第96号議案をもって議決）第2条第2項の規定に基づき、福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等の指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

平成30年1月9日

福岡県教育委員会

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立久留米スポ ーツセンター及び久 留米市中央公園内体 育施設等	大阪市中央区北浜 四丁目1番23号	ふくおかスポーツライ フ創造パートナーズ（ 代表団体 美津濃株式 会社）	平成30年4月1日 から平成35年3月 31日まで